

横浜自然観察の森条例施行規則の改正について

市民の皆様の意見を公募します

募集期間：平成 31 年 2 月 28 日（木）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

横浜自然観察の森（以下「自然観察の森」と言います。）について、より多くの皆様に横浜の森の魅力を感じていただける施設となるよう、平成 32 年 4 月 1 日から指定管理者に管理させ、自然観察センター内の研修室に利用料金制を導入します。そのため、横浜自然観察の森条例施行規則（以下「規則」と言います。）を改正し、指定管理者の募集に関する規定や、研修室の利用料金の収受に関する規定等を新たに定めます。

これらの改正について、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

改正の主な内容

- 指定管理者の募集手続きについて
 - 指定管理者の指定の基準をあらかじめ公にすることを定めます。
 - 指定申請書の様式と必要書類を定めます。
- 施設の利用許可申請について
 - 研修室の利用許可申請について、利用許可申請書の様式を定めます。
- 行為の許可申請手続きについて
 - 横浜自然観察の森条例（以下「条例」と言います。）第 11 条第 1 項本文の規定にある制限行為の許可申請手続きについて、自然観察の森内許可申請書様式及び必要書類を定めます。
 - 条例第 11 条第 2 項ただし書に規定する変更許可を受ける必要のない事項を定めます。
- 研修室の利用料金の支払いに関する事項について
 - 国または地方公共団体が利用する場合、利用料を後納とすることができることとします。
 - 利用料金の減免について、下表のとおりとします。

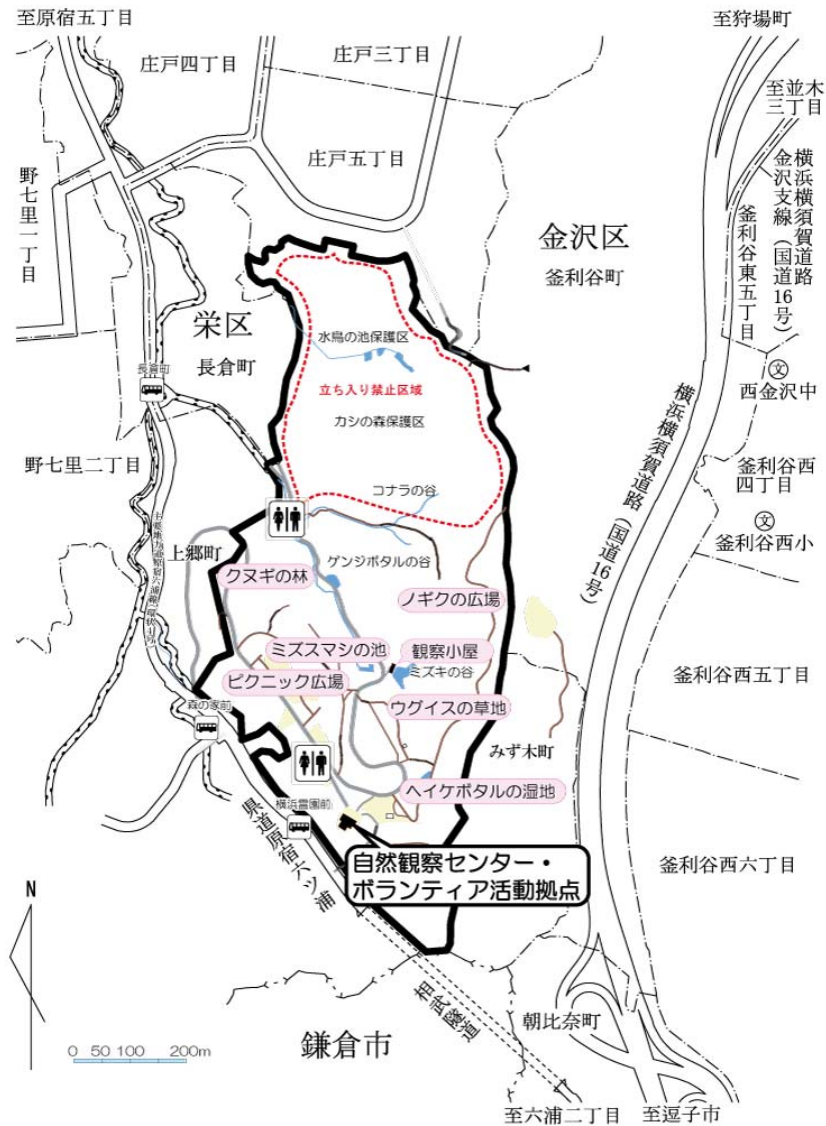
対 象	減免額
小中学校等の児童等が環境教育等の教育課程のために利用する場合	全額
高等学校、大学の学生等が環境教育等の教育課程のために利用する場合	全額
幼稚園が環境教育等の教育課程のために利用する場合	全額
小中高大の生徒（学生）団体が利用する場合	半額
社会福祉法に第 2 条に規定する社会福祉事業のために利用する場合	全額
身体障害者、知的障害者、要介護者等、及びその介護者が利用する場合	半額
市内団体が、ボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合	全額
地方公共団体の主催・共催	全額
指定管理者が特に認める場合	都度定める

(3) 利用料金を返還できる事例と返還額を下表のとおりとします。

対 象	返還額
利用者の責めに帰すことができない事由による場合	全額
許可を受けた者が5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合	全額
許可を受けた者が、禁止行為等により、指定管理者から許可の取消し、利用の中止等を命じられた場合	全額又は一部

【参考】横浜自然観察の森

- 設置年月日 昭和 61 年 3 月 27 日
- 所在地 栄区上郷町 1, 562
- 面積 45. 3ha
- 主な施設 自然観察センター、ボランティア活動拠点、観察小屋、屋外トイレ、池、湿地、草地、自然林 ほか



■自然観察センター外観

